

別表2 地方自治法以外の法律に基づく直接請求制度の概要

種 類	関係条文	必要署名数	請求内容	請求先	請求後の主な処置	請求期限
教育委員会の解職請求	自治法13Ⅲ 地教法8	地方公共団体の長の※	教育委員会の委員の解職請求	市町村の長	市長は、請求を公表し、議会に付議し、議会の議決の日から6か月間は請求できない。	就職の日及び請求に基づき議会の議決の日から6か月間は請求できない。
農業委員会の解職請求	農委法14	農業委員会の委員を有する者の2分の1以上の同意	選挙された農業委員会の委員の解職請求	市町村の選挙管理委員会	市町村の選挙管理委員会は、請求のあった旨を告示し、知事、市長、市町村長、農業委員会の会長による委員の全員の同意を得た後、選挙の日の日から6か月間は請求できない。	委員の一般選挙の日から6か月以内は請求できない。
海区漁業調整委員会の解職請求	漁業法99 同法施行令19	海区漁業調整委員会の委員を有する者の3分の1以上の連署	海区漁業調整委員会の委員の解職請求	都道府県の選挙管理委員会	都道府県の選挙管理委員会は、請求のあった旨を公表し、選挙人の投票に付し、過半数の同意を得た後、選挙の日の日から6か月間は請求できない。	委員の就任の日及び解職の日の日から6か月間は請求できない。
土地改良区の解職請求	土地改良法24 同法施行令34	組合員総数の3分の1以上の連署	土地改良区の総代の解職請求	都道府県又は市町村の選挙管理委員会	都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、請求のあった旨を公表し、組合員の投票に付し、過半数の同意を得た後、選挙の日の日から6か月間は請求できない。	総代の選挙の日及び解職の日の日から6か月間は請求できない。
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律4、5	市町村の選挙権を有する者の50分の1	市町村の合併に関する協議会の設置の請求	市町村の長	市長は、請求の要旨を公表し、一定の手続を経て合併協議会設置協議会について議決に付議	

直接請求は、多数の住民の意思の合致によってなされるもので、選挙と同じように一種の合同行為とされている。住民がこの合同行為としての直接請求に参加する権利を直接請求権といい、当該地方公共団体の住民のうち選挙権を有する者のみが認められている（自治法12、13、74Ⅰ、75Ⅰ、76Ⅰ、80Ⅰ、81Ⅰ、86Ⅰ）。自治法は、この直接請求権を選挙権と同様、住民の基本的権利として認めている（自治法12、13）。

直接請求制度は、現行地方自治制度の基本となつていて代表民主制の弊害を是正するためのものであり、住民の直接請求権は、住民自治、直接民主主義の原理に基づく住民の基本権であるといえる。

自治法に定められている直接請求には次

の7種類がある。

- ① 条例の制定又は改廃の請求（自治法12Ⅰ、74）
 - ② 事務の監査請求（自治法12Ⅱ、75）
 - ③ 議会の解散請求（自治法13Ⅰ、76）
 - ④ 議会の議員の解職請求（自治法13Ⅱ、80）
 - ⑤ 長の解職請求（自治法13Ⅲ、81）
 - ⑥ 主要公務員（副知事、副市町村長、選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員）の解職請求（自治法13Ⅳ、86）
 - ⑦ 広域連合の規約の変更の要請の請求（自治法29Ⅰの6Ⅱ）
- また、以上のほかに、自治法以外の他の法律の定めるところにより認められている直接請求と同種の制度として、次の5種類がある。
- ① 教育委員会の委員の解職請求（自治法13Ⅲ、地教法8）
 - ② 農業委員会の委員の解任請求（農委法14）
 - ③ 海区漁業調整委員会の委員の解職請求（漁業法99）
 - ④ 土地改良区の総代の解職請求（土地改良法24）
 - ⑤ 合併協議会設置の請求（市町村の合併の特例に関する法律4、5）

直接請求は、請求代表者証明書の交付、署名の収集、署名簿の提出及び署名の効力の審査、署名簿の返付、請求書の提出という一連の手続によって行われる。

なお、①選挙人名簿に公選法第27条第1項の表示（選挙権の停止・失権、転出）がされている者、②死亡、国籍喪失等のため公選法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者、③請求に係る地方公共団体の選挙管理委員会の委員又は職員である者は、請求代表者となり、又は請求代表者であることができない（自治法74Ⅵ、75Ⅴ、76Ⅳ、80Ⅳ、81Ⅱ、86Ⅳ等）。

陳謝

自治法に定める議員の懲罰の一種で（自治法135Ⅰ②）、公開の議場において、懲罰事犯者がその事犯について、自ら理由を述べて詫言することという。

標準会議規則では、陳謝は議会の決めた陳謝文によって行うものとしており（標準規則119、市162、町村113）、一般的には被懲罰議員に公開の議場において議会の議決した陳謝文を朗読させて行う。陳謝文は、通常懲罰特別委員会起草した案文を会議に諮って議決する。

陳謝は、本人が行うべきものであるから、陳謝文の朗読を他の議員に代わって行わせることはできない。したがって、戒告の場合と異なり、陳謝は、必ず被懲罰議員の本会議への出席を必要とする。被懲罰議員が会議に出席しない場合は、これを会議に出席せざるべきであり、どうしても出席しない場合は、議長は自治法第137条の規定により被懲罰議員に招状を発し、それでもなお出席しない場合は、新たに懲罰の対象と

なる。

被懲罰議員が陳謝文の朗読を拒否した場合又は故意に異なった内容の文書を朗読し、若しくは陳謝文の一部を変更したり省略して朗読した場合は、議長無視であり、新たな懲罰事由となるので、議会は更に懲罰を科すことができる。

【運用例】 陳謝は、議会で議決した陳謝文を被懲罰議員が登壇して朗読する。

◎陳謝文例

「〇月〇日の会議（委員会）における〇〇の件に関する私の発言中、〇〇〇〇の言辭を用いましたことは（又は議事中、不穏当な行動をとりましたことは）、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責を顧みて誠に申し訳ありません。ここに誠意を披瀝して衷心から陳謝いたします」

【注意点】 議会が、陳謝を決定し被懲罰議員にその旨を通知したところ、本人はその処分を受けようとする意思がありながらも病氣その他やむを得ない事由のため、当該会期中に出席することができなかつたような場合、次の会期において陳謝を行わせることができない。会期不継続の原則があるところではあるが、会期不継続の原則から消極に解さざるを得ない（松本書新「逐条」482頁）。

このような場合には、懲罰事犯者不在のまま陳謝処分をするよりほかにないが、議長又は事務局長の代読は適当でない。なお、こうした場合において、懲罰を科すことの議会の議決がなされているので、次の会期において陳謝をさせても差し支えないとする見解がある（西村弘一著「地方議会」550頁）。

【判例】 議員の懲罰事項に該当しない事由をとらえて、公開の議場において、議員に陳謝すべきことを要求する決議をなし、右決議に従わなかつたことを理由として議員除名の決議をすることは違法である（岡山地裁昭和24.11.7）。

【国会先例】 議員に公開の議場で陳謝を命

ずる。なお、議決の当日、当該議員の出席がないときは、議長は、適当な機会にこれを命ずることを宣告する（衆院）。

【関連項目】 懲罰

陳情

国又は地方公共団体等公の機関に対し、一定の事項に関して利害関係のある者が、その実情を訴えて、相当の措置を要する事実上の行為のことをいう。

請願が日本国憲法第16条の定めるところにより国民の基本的入権の一つとして保障されている請願権に基づくものと異なり、陳情は、法律上保障された権利の行使として行われるものではなく、事実上の行為にすぎない。

請願については、一般的な規定が請願法に定められ、国会法、衆議院規則、参議院規則、自治法においてそれぞれその手続、処理の方法が定められている。これに対し、陳情については、僅かに衆議院規則第180条に陳情の処理に関する規定があるにすぎず、法令上、陳情の一般的手続や形式が定められていないわけではない。陳情を受けた当局側も、特別の処理を要求されるものではなく、処理する義務を負うものでもない。

地方議会の陳情の処理については、標準会議規則においては、「陳情書又はこれに類するもので議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとす（第93、町村95）」「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとす（市145）」と定め、議長の判断により又は陳情書の内容により、請願書と同様の処理をするものとしている。

陳情は、必ずしも常に文書で行われるわけではなく、口頭で行われる場合もあるが、標準会議規則においては「陳情書又はこれ

に類するもの」と定め、文書で提出されたものに限り取り扱うこととしている。陳情書の形式については、標準会議規則には請願書のように記載事項等について規定した条文（標準規則88 II、市139 II、町村89 II）はないが、「請願書の例による」と定めているので、紹介議員の署名等を除き、請願書と同様の形式を備えたものを議会でとり上げるのがよいであろう。

陳情も請願も、住民の要望を議会に反映させるものである点においては、何ら変わりはないといえる。議会に陳情書を提出する際には、請願書の提出と異なり議員の紹介は必要とされず、また何らの要件も法律上要求されていないが、請願と同様平穩にしなければならないのは当然のことである。

陳情の取扱いに係る議長の権限について、都道府県及び町村の標準会議規則は、「陳情書又はこれに類するもので議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとす（標準規則93、町村95）」として議長の裁量の幅を広く認めているのに対し、市の場合は、「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとす（標準規則145）」として議長の裁量行為としながらも、裁量の余地を狭く規定している。

ここで陳情書に類するものというのは、請願書と書いてあるが、紹介議員のないもの、そのほか名称が陳情書以外のもの、例えば、要望書、決議書、意見書、嘆願書、要請書等で内容がおおむね陳情に類似するようなものをいう。

また、その内容が請願に適合するものとは、陳情の事項、内容等が請願の処理の基準となっているものの要求するところに矛盾することのないことをいうとされるが、具体的な判断基準がないだけにその判断は

難しい。

陳情書が請願書の例により処理されることとされた場合は、委員会における審査及び議会でその審査は請願の場合と同じに行われ、採択、不採択として議決されることになる。採択された陳情については、請願と同様、長その他の関係執行機関に送付を必要とするものについてはその手続がとられるが、関係執行機関は陳情の内容に法的拘束されることはない。

【運用例】 陳情書については一定の書式はなく、千差万別である。要望書、決議書、意見書、嘆願書、要請書等種々の名称のものがあり得るが、内容的に陳情書に似通っていれば、陳情書同様には受理し審査する。地方議会の取扱いは、請願書と同様に委員会に付託して行っているところもあれば、議長の適宜の判断に委ねられているところもある。会議規則の規定次第である。

陳情書の審査結果も、請願同様には本会議に報告するのが通例であるが一定していない。

【注意点】 請願並みに受理するかどうかについては、規則に定めがあればそれにより、なければ議会事務局として取扱要領を決定し、議長の裁量を得て、内規とした上で扱うのがよい。審査の結果、採択、不採択、継続審査にすることもできるし、請願の場合と同様に採択したものは執行機関に送付する扱いとすることも考えられる。地方議会によっては、衆議院方式にならって、委員会に参考送付として送付するところもある。

【行政実例】 他の地方公共団体の住民の陳情を受理しても差し支えない（昭25.3.15）。

【国会先例】 陳情書で、議長が必要と認めたいものは、これを適当の委員会に参考のため送付する（衆院）。

【関連項目】 請願（権）

臨時議長の定める日程

..... 167

臨時的経費 241

る

類推適用の解釈 14

れ

連記式 57

連結実質赤字比率 288

連合審査会 586

連合審査会の会議 587

連合審査会の終了 586

連署 464, 587

連名 587

ろ

労働委員会にあっせん

を申請 3

労働争議のあっせん 3

録音記録 87, 599

録音機 589

録音を議場で再生 54

わ

和解 404, 590

地方議会運営事典 第2次改訂版

平成26年9月10日 第1刷発行
令和元年7月30日 第5刷発行編集 地方議会運営研究会
発行 株式会社 きょうせい〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11
電話 編集 03-6892-6508
営業 03-6892-6666
フリーコール 0120-953-431URL <https://gyosei.jp/>

© 2014 Printed in Japan

印刷 きょうせいデジタル株式会社

乱丁・落丁本はお取り替えいたします。

ISBN 978-4-324-09837-0

(5108062-00-000)

〔略号：議会事典(2訂)〕